

泉大津市教育委員会会議 令和6年第2回定例会

会 議 事 項

(令和6年2月7日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 4 号 泉大津市立図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第 2 議案第 5 号 泉大津市スポーツ施設運営委員会規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 報告第 2 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 4 議案第 6 号 令和5年度泉大津市一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 7 号 令和6年度泉大津市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 8 号 令和5年度教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 7 議案第 9 号 泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 10号 泉大津市立条東小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部変更について
- 日程第 9 報告第 3 号 泉大津市こどもの読書活動推進計画に対するパブリックコメントの結果について
- 日程第 10 報告第 4 号 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗状況について

議案第4号

泉大津市立図書館協議会委員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市立図書館条例に基づき、泉大津市立図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、泉大津市教育委員会が任命するものである。

2 定員及び任期、委嘱日

定 員 7人以内

任 期 2年

委嘱日 令和6年3月1日

3 根拠法令

図書館法

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

泉大津市立図書館条例

(図書館協議会)

第12条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、泉大津市立図書

館協議会を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、7人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 候補者

別紙1のとおり

泉大津市立図書館協議会委員の候補者名簿

	氏名	内容	備考
1	あこ たかゆき 阿見 雄之	社会教育関係者	東京国立博物館学芸企画部博物館情報課情報管理室長、国立文化財機構文化財活用センターデジタル資源担当室長
2	おかもと まこと 岡本 真	学識経験者	アカデミック・リソース・ガイド株式会社代表取締役、総務省地域情報化アドバイザー、京都芸術大学非常勤講師、桃山学院大学非常勤講師
3	さわや あきこ 澤谷 晃子	社会教育関係者	大阪市立中央図書館利用サービス担当課長代理
4	しまだ まなぶ 嶋田 学	学識経験者 社会教育関係者	京都橋大学文学部教授、元瀬戸内市民図書館長
5	たかしま なおこ 高島 直子	市民公募 家庭教育の向上に資する活動を行う者	ホンノワまちライブラリー代表、図書館プログラミング教室講師
6	たかはし としや 高橋 敏也	学校教育関係者	泉大津市立小津中学校校長
7	たにあい かよこ 谷合 佳代子	社会教育関係者	大阪産業労働資料館エル・ライブラリー館長、大阪市立大学人権問題研究センター特別研究員

(参考)

泉大津市立図書館協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市立図書館条例（令和3年泉大津市条例第9号。）第12条の規定に基づき、泉大津市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、泉大津市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し泉大津市立図書館長（以下「図書館長」という。）の諮問に応じるとともに、図書館の運営に関し必要な調査及び審議を行い、図書館奉仕について館長に対し意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、図書館長の要請により会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面及びオンラインによる審議)

第5条 会長は、感染症の拡大防止やその他必要な場合においては、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）による審議（以下「書面審議」という。）及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による

審議（以下「オンライン審議」という。）により会議を開催し、又は当該審議の方法により一部の委員を会議に参加させることができる。

- 2 書面審議にあつては議案に対する賛否を記した書面を提出した委員を、又オンライン審議にあつては当該方法により参加した委員を、それぞれ会議に出席したものとみなす。

（委員以外の者の出席等）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席若しくはオンライン審議の方法による参加を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理をする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

教育委員会資料
6 . 2 . 7
スポーツ青少年課

議案第 5 号

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則の一部を
改正する規則について

1 趣 旨

本市スポーツ施設運営委員の任期について、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

別紙 2 規則（案）のとおり

3 施行期日等

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則の一部を改正 する規則（案）

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則(令和2年泉大津市教育委員会規則第8号)
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「委嘱の日からその日の属する年度の末日まで」を「、2年」に
改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は<u>委嘱の日からその日の属する年度の末日まで</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p>

報告第 2 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 6 年 1 月 1 日（月）～ 令和 6 年 1 月 31 日（水）

4 内 容

別紙 3 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体	
1	R6.1.4	R6.6.5 ~ R6.6.9	子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座	一般財団法人 日本リーダー育成推進協会	
2	R6.1.16	R6.3.23 ~ R6.4.6	2024年度春のキャンプクラブ	NPO法人ピープルアクティブライフ	
3	R6.1.24	R6.4.27 ~ R6.5.6	第51回泉大津市長旗杯争奪 泉大津大会	泉大津野球協会 泉大津ヤング	
4	R6.1.22	R6.3.10 ~ R6.3.16	2024年度わんぱくクラブ アドベンチャー スクール体験会	NPO法人ピープルアクティブライフ	(新)
5	R6.1.24	R6.6.15	第32回大阪府在日外国人教育研究協議会 研究集会(堺・泉北大会)	大阪府在日外国人教育研究協議会	(新)
6	R6.1.25	R.6.7.7 R6.10.13	泉州中学校・高等学校進学説明会2025	泉州中学校・高等学校 進学説明会2025実行委員会	